

広島県告示第百七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させた。

平成三十一年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

会計管理者の事務の一部の委任を解除した出納員	解 除 し た 事 務	解除した年月日
広島県立尾道北高等学校に所属する次の職員 濱 原 清 美	当該出納員の所属する廃の会計事務（法第百七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）	平成三十二年三月二日